

広島県告示第三百七十号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。
 なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

平成二十七年五月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上	発起人の住所及び氏名	竹原市吉名町乙五〇六番二二号 保手濱昭二 竹原市吉名町四九二五番八号 中川 廣光 竹原市忠海東町二丁目二番三号 協本 嘉昭 竹原市忠海長浜町一丁目九番二 八号
	加入区	芸南
欄	法第百十三条 第一項の申出 をする漁業協 同組合の名称	芸南漁業協同組合
	縦覧期間	平成二七 年五月二 八日（平 成二七年 六月一日
下	縦覧場所	芸南漁業協同 組合
	寄能 和則	